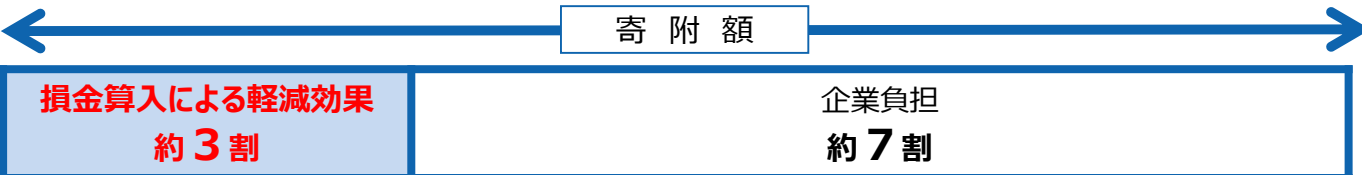


寄附金の税額控除

京都府内に本社のある法人様の場合

寄附額の全額を損金算入いただけますので、寄附額の約 3 割に相当する税額が軽減されます。

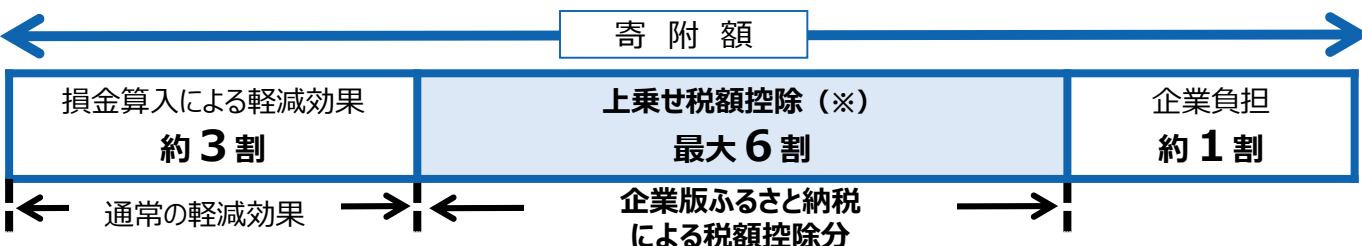


※寄附金関係の税制について、詳しくは国税庁の「タックスアンサー」をご覧ください。



京都府外に本社のある法人様の場合（企業版ふるさと納税）

寄附額（10万円以上）の最大約 9 割に相当する税額が軽減されます。



※ 税目ごとの特例措置の内容

- ①法人住民税：寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税：法人住民税の控除額が寄附額 4 割に達しない場合、寄附額の 4 割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の 1 割、法人税額の 5 %が上限）
- ③法人事業税：寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

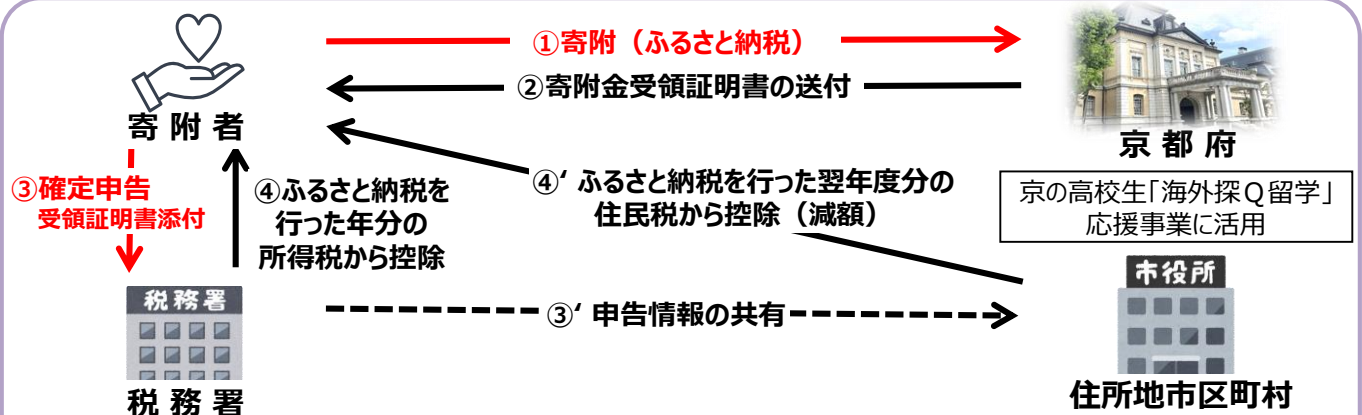
※企業版ふるさと納税について、詳しくは内閣府の「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。



個人様の場合（個人版ふるさと納税）

寄附額のうち、2,000円を超える部分について、所得税や住民税から原則として全額税額控除されます。（一定の限度額はあります。）

税額控除の措置を受けるためには、「確定申告」又は「ワンストップ特例申請」のどちらかの手続きが必要です。



※ 確定申告：税務署に納税額の報告を行い、控除を受けることができます。

※ ワンストップ特例申請：確定申告を行う必要のない方が、申告特例申請書の提出で住民税から控除が受けられる仕組みです。

※ 個人版ふるさと納税について、詳しくは総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。
具体的な計算方法はお住まいの市区町村にお問い合わせください。



※税額控除の手続（申告）や算出に関しては、税理士や所管する税務署へご相談ください。